

島田市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民と議会との関係（第4条—第7条）

第3章 議会と執行機関との関係（第8条—第10条）

第4章 議会の機能の充実（第11条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権推進一括法の施行を一つの区切りとして、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した。国と地方公共団体との関係は、対等・協力という新たな関係へと変化し、地方公共団体は、地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自ら立案し、実施していくことが、これまで以上にできるようになった。このような地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、地方議会は、政策形成、行政監視等の機能の更なる充実を求められている。

島田市議会は、このような時代の要請にこたえるべく、常に市民の中において市民とともに行動する存在となることを目指すものである。このためには、議会が、現在のみならず将来にわたり市民の幸福を実現するための政策について話し合う合議体であることを自覚しつつ、市民との距離をより近づけるよう、不断の努力を積み重ねていくことが必要である。

さらに、島田市議会は、首長及び議員とともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制の下、地方自治の一翼を担う存在として、市長との立場及び権能の違いを踏まえつつ、「自立し、自律した存在」となることを期するものである。もとより、議会がその果たすべき役割を全うするためには、議員が自らの能力を高め、その能力を十分に発揮することが求められるところであり、これらの実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

ここに、島田市議会は、議会及び議員の活動についての基本理念及び市民と議会・議会と市長のそれぞれの関係を示し、新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」として、その進むべき方向性を明らかにするため、島田市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、島田市議会（以下「議会」という。）及び島田市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、市民に開かれた議会の在り方その他の議会に関する基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。

- (3) 議会における意思決定その他の活動の過程において市民が参画することができる機会を確保すること。
- (4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、これらの情報を積極的に発信すること。
- (5) 新たな政策の形成に資することができるよう、市長その他の執行機関における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。
- (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。

第2章 市民と議会との関係

(会議の公開)

第4条 議会は、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号）第6章第6節に規定する会議をいう。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）並びに議長の招集により開催される全員協議会及び議員連絡会（以下これらを「本会議等」と総称する。）を、原則として広く市民に公開するものとする。

(議会の活動に関する資料の公開)

第5条 議会は、本会議等において使用した資料その他の議会の活動（地方自治法その他の法令又はこれらに基づく条例に定める議会の権限の行使にかかわる活動をいう。以下同じ。）に関する資料を整理し、他の条例に特別の定めがある場合を除き、これをいつでも市民が自由に閲覧することができるようにしなければならない。

(議案に対する賛否の公表)

第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。

(議会報告会等の開催)

第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。
- 3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。

第3章 議会と執行機関との関係

(事務執行の監視)

第8条 議会は、市長その他の執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視するものとする。

(市長が立案する政策の調査)

第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。

(議員による資料要求)

第10条 議員は、本会議等における討議に資するため、市長その他の執行機関に対し、その執行する事務に関する資料の提供を求めることができる。

第4章 議会の機能の充実

(会派の結成)

第11条 議員は、市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

(議員相互の討議)

第12条 議員は、本会議等において、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。

(調査制度等の活用)

第13条 議会は、地方自治法に定める学識経験者等による専門的事項に係る調査その他の市政に関する調査等の制度を、十分に活用するものとする。

2 議員は、前項の規定による制度の活用によって知り得た事項を、討議に反映させなければならない。

(政務調査費の活用)

第14条 議員は、市政の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付された政務調査費について、さらに政策の立案及び提言のために活用しなければならない。

2 議員は、政務調査費を使用したときは、その使途を明らかにしなければならない。

(議会図書室の管理運営等)

第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。

(研修の充実)

第16条 議会は、議員が政策を立案し、及び提言するために必要な能力の向上を図るため、議員に対する研修を充実させるものとする。

(議会事務局の整備)

第17条 議会は、議会が円滑に運営され、かつ、議員による政策の立案及び提言に関する活動が活発に行われるようにするため、議会事務局の組織体制の整備に努めるものとする。

第5章 雑則

(検討)

第18条 議会は、一般選挙により選出された議員の任期の中途において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。